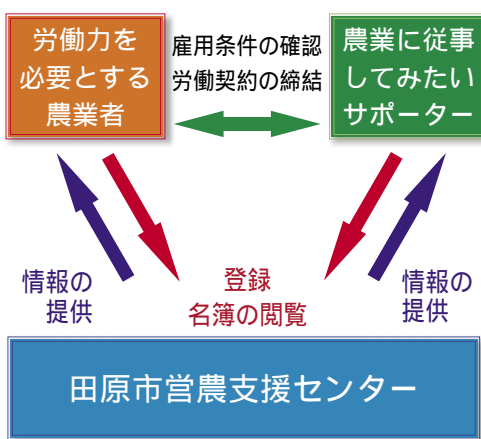


田原市農業人材総合口座事業のイメージ



田原市営農支援センターでは、農地の保全、遊休農地の解消を目的として、農地の売買・貸借をあっせんする「農地流動化事業」、菜の花やひまわりの栽培をお手伝いする「菜の花エコプロジェクト支援事業」などを行っています。また、農業労働力を必要とする農業者と、農作業で体を動かしながら収入を得たい、または、農作業を体験しながら農業を学んでみたいサポーターの情報を相互に提供する「田原市農業人材総合口座事業」を行っています。

田原市農業人材総合口座に登録された農業者、サポーターは、営農支

農家のお手伝いをしてみませんか？

援センターで登録者名簿を閲覧することができ、希望に合う相手と直接雇用条件などを確認でき、労働契約を結ぶことができます。この機会にぜひご利用ください。

対象：【農業者】農業を営んでいる満20歳以上の市内在住者／【サポーター】満20歳以上の市内在住・通勤者（20歳未満の方でも親権者の同意があれば登録可） 申し込み：営農支援センターにて（運転免許証など、本人確認ができるものをご持参ください）

営農支援センター（赤羽根支所1階）  
45局3114 FAX 45局3419

豊橋市食農教育推進フォーラム

日時：1月19日（土）午前9時30分～午後4時 場所：豊橋サイエンスコア（豊橋市西幸町浜池）  
内容：高松市立国分寺中学校長・竹下和男氏による基調講演、事例発表、食農から考えた高校生の健康弁当、パネル展示、ミニ物産展など  
参加費：無料  
豊橋市役所農政課内（豊橋市役所農政課内）  
（0532）51局2471  
（0532）56局5130

TAX 税

市県民税に住宅ローン控除の調整措置

税源移譲により所得税が減少することで、住宅借入金等特別控除額（住宅ローン控除）が所得税から控除しきれない場合があります。この場合、平成11年から平成18年末日までに入居された方に限り、申告することによって、差額分を平成20年度以降の個人市県民税（所得割額）から控除することができます。

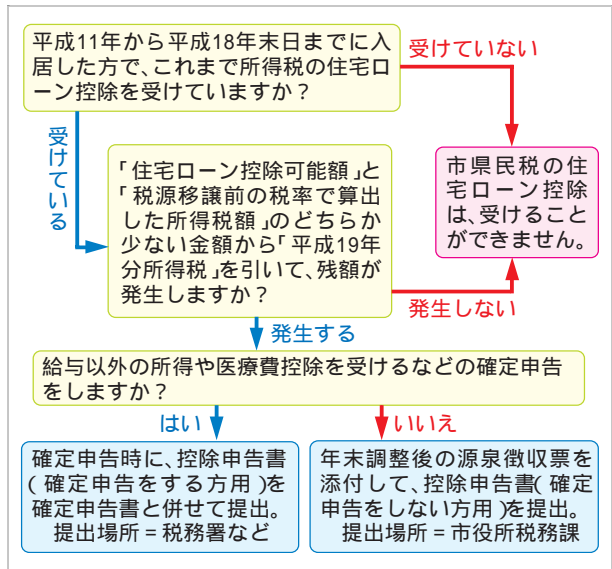
申告の方法  
確定申告をされる方

「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書と併せて提出する納税者用）」を、確定申告書とともに税務署（確定申告会場）に提出してください。

給与所得のみで年末調整をされた方  
「住宅借入金等特別税額控除申告書（給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用）」に源泉徴収票を添付して、市役所税務課（2月18日～3月17日までは確定申告会場）に提出してください。

申告期間  
毎年3月15日（平成20年は3月17日）までに申告してください。

市県民税住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）チェック表



市県民税の住宅ローン控除の適用を受けるには、毎年申告が必要となります。申告書が必要な方は、市役所税務課市県民税係窓口および豊橋税務署申告会場でお受け取りいただくか、田原市ホームページからダウンロードしてください。詳しくは直接お問い合わせください。

税務課 23局3509  
23局0180

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp>